

なにわエコ良品

『大阪府認定リサイクル製品』をご存知ですか？



©2014 大阪府もずやん

なにわエコ良品とは？

大阪府では、大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、「大阪府リサイクル製品認定制度」を運用しており、認定基準等に適合する製品を「大阪府認定リサイクル製品」として認定しています。

認定製品は「なにわエコ良品」と、使用済品を回収して繰り返しリサイクルする「なにわエコ良品ネクスト」の2種類です。

認定マーク



※大阪を象徴するデザインから生える葉でリサイクルによる環境保全をイメージしています。

認定を受けると...

認定マークが使える！

認定製品に認定マークを付けることができるほか、販売等の際に「大阪府認定リサイクル製品」と表示できます。

大阪府が認定製品をPR！

認定製品を大阪府ホームページに掲載します。また、府民や事業者が参加するイベント等で認定製品をPRします。

そのほか、大阪府内で事業を営む中小企業を対象とした、りそな銀行の「エコビジョン・ダイバーシティ・カンパニー」融資制度の融資対象企業となる条件の一つである「環境への取組みが積極的な企業」の認証として、本制度が位置付けられています。

新しく認定製品になりました！

令和6年3月1日に認定しました。(総認定製品数：345製品)

リサイクルインクカートリッジ (ECI-C380、C381 シリーズ)



- プリンター用のリサイクルインクカートリッジ。
- 全国の家電量販店等に回収ボックスを設置し、使用済みのカートリッジを回収し、インクを再充填しリサイクルインクカートリッジとして販売。

問合せ先：株式会社 エコリカ

住所：大阪府中央区鶴見町1-2-9

電話番号：06-4790-2301

ファックス番号：06-4790-2303

URL：https://www.ecorica.jp/

ハンガー (モデル A)



- 泉佐野市に集められた故繊維と大阪府内の工場のカーペット系の製造工程での廃材をリサイクルしたハンガー。
- デザイナー、研究者、技術者などがネットワークを組んで廃繊維のアップサイクルを行う。

問合せ先：株式会社 カラーループ

住所：京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町 680-1 第八長谷ビル 2F-222

電話番号：090-3940-1623

ファックス番号：075-723-7875

URL：https://colourloop-jp.com/

J-PET フェンス ラインアップ「V-5PET 型」



- 飲料水等の容器で使われるペットボトルを再生利用。
- 金網 1m²あたり PET ボトル (500 ml) 約 5 本分の再生樹脂を被覆材として使用。
- 【J-PET フェンスによる環境への貢献】(累計数量 23年3月現在) CO2 削減量約 852 トン、廃棄物削減量約 426 トン 再生された PET ボトル約 1700 万本

問合せ先：JFE 建材株式会社 大阪支店

住所：大阪府西区江戸堀1-9-1

肥後橋センタービル 14 階

電話番号：06-6131-4015

ファックス番号：06-6479-1815

URL：https://www.jfe-kenzai.co.jp/

改良土



- 建設汚泥にセメントを配合・造粒固化し、粒度を調整した第二種改良土。

問合せ先：株式会社 スズキケンセツ

住所：枚方市尊延寺 4580-7

電話番号：072-858-8429

ファックス番号：072-859-2930

大阪の森の木になる紙



- 複写機、OA プリンター機器で使用できる間伐材入りの (印刷用紙) PPC 用紙。
- 森林の公益的機能の維持、林業・山村の活性化、地球温暖化防止へ貢献。

問合せ先：大王製紙株式会社 大阪支店

住所：大阪府中央区備後町 4-1-3

御堂筋三井ビル 10 階

電話番号：06-6231-6001

ファックス番号：06-6202-2448

URL：https://www.daio-paper.co.jp/

リサイクル製品に認定した製品を、大阪府ホームページに掲載しています。



認定製品一覧
(大阪府ホームページ)

イベントなどで紹介

府民向けの環境イベントに出展し、なにわエコ良品を PR!



なにわエコ良品ネクスト



再生品の利用をさらに促進するため、「使用済品を回収して繰り返しリサイクルする製品」を「**なにわエコ良品ネクスト**」として認定しています。

(家具、食器、消火器など150製品)

消火器 (5 製品)



ドラム缶 (2 製品)



学校給食用・病院用食器 (16 製品)



インクカートリッジ (55 製品)



家具 (22 製品)

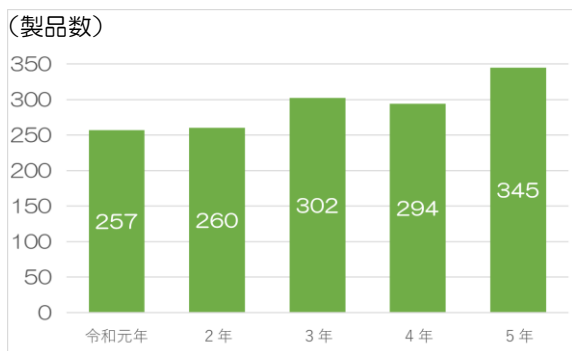


建築製品 (50 製品)



認定製品数の推移

(令和6年5月1日現在)



令和5年度の認定製品数は、前年度と比べ、51 製品増加しました。

認定事業者の声

- HP などで環境に配慮し社会貢献している会社であることをアピールできる。(68%)
- 販路拡大において信用度が必要で、営業活動の際にアピールできる。(89%)
- 自治体などとの取引(グリーン調達、公共工事など)において必要。(35%)

(令和5年度 アンケートより抜粋)

対象製品

次の要件をすべて満たすもの

- ① 大阪府内で発生する循環資源（廃棄物）を使用し、日本国内で製造されるもの
または
日本国内で発生する循環資源（廃棄物）を使用し、大阪府内で製造されるもの
 - ② 府内で販売されるもの
 - ③ 認定対象品目に該当し、循環資源の配合率等を満たすもの
（例：プラスチック製品〔循環資源の配合率 50%以上〕等）
 - ④ JIS やエコマーク商品認定基準等の規格に適合しているもの
- ※詳細は、大阪府リサイクル製品認定要領をご覧ください。

認定までの流れ

申請

- 申請期間：8月～9月（2ヵ月）
- 申請者：製品の**製造または販売の拠点を大阪府内に有し、かつ、その製品を製造もしくは販売する方。**
- 申請費用：1件あたり 18,000円
（コンビニ納付が可能。）

※ 申請のご相談は随時、受け付けています。

審査

- 有識者等で構成される大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会にて審査されます。（12月～1月）

認定

- 認定日：3月1日
- 認定を受けた場合は認定証を交付します。
- 認定期間：3年間

お問い合わせ先

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課 3R推進グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）21階
電話：06-6210-9567（直通） ファックス：06-6210-9561
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120050/shigenjuncan/recycle-products/index.html>



大阪府ホームページ